

日本 SPI コンソーシアム会則

第一章 総則

第1条(名称)

本会は日本 SPI コンソーシアム(略称: JASPIC, Japan SPI Consortium)と称する。

第2条(性格)

本会はソフトウェアプロセスの改善(以下 SPI という)に関する研究活動及び普及活動を主たる目的とする非営利の団体とする。

第3条(目的)

本会の目的は次の通りとする。

- (1) SPI 及び SPA に伴うプロセス評価(以下 SPA という)に関して会員相互間の技術的・人的交流を図り、会員各自の技術力向上と技術移転の促進を図る。
- (2) SPI 及び SPA について、技術／方法論／モデルの研究を行う。
- (3) 我が国における SPI 及び SPA に関する社会的認識と技術水準の向上を図るため、上記の活動の成果を活かして、SPI 及び SPA に関する啓蒙・普及活動を行う。
- (4) SPI 及び SPA にかかわるグローバルスタンダード確立に向けた国際貢献や、世界各国におけるカンファレンス等を通じた SEPG の国際交流を行う。

第4条(活動)

本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互間の技術的・人的交流のための研究会、講演会、セミナー等の開催。
- (2) 技術情報の収集及び配布。
- (3) SPI 及び SPA を啓蒙・普及するための公開セミナー、ワークショップ、シンポジウム等の開催。
- (4) 本会が目的を遂行するために必要な、SPI あるいはソフトウェアに関する各種団体との交流や支援。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

第5条(成果物)

本会における成果物は、報告書、論文等として外部に公開されるものと、本会会員内部でのみ利用される技術資料およびソフトウェアからなる。個々の成果物の取扱いに関しては、別途細則にて定める。

第6条(事務所)

- (1) 本会は事務局を東京都に置く。
- (2) 本会は必要な地に支部を置くことができる。

第二章 会員

第7条(会員の種別)

本会は法人会員、個人会員、分科会会員、特別会員、及び名誉会員により構成される。法人会員

は、自組織内にソフトウェアプロセスを有し、本会の活動目的に賛同して参加する日本法人とする。個人会員は、ソフトウェアプロセスに関連する経験的知識または学問的知識を有し、本会の活動目的に賛同して参加する個人とする。分科会会員は、本会の活動目的に賛同して分科会のみに参加する個人とする。特別会員及び名誉会員は、本会が活動目的を達成するために招聘する個人とする。

第8条(入会)

法人会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会に提出し、併せて入会後の抱負を書面で提出し、理事会の承認を得なければならない。個人会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会に提出し、併せて SPI 活動の経歴、入会後の抱負を書面で提出し、理事会の承認を得なければならない。分科会会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を本会に提出し、常任運営委員会の承認を得なければならない。特別会員は、運営委員会の推薦に基づき、理事会の議決を経て理事長が招聘する。名誉会員は、総会の議決を経て理事長が招聘する。個人会員の入会基準、特別会員及び名誉会員の招聘基準は別途細則にて定める。

第9条(参加登録)

法人会員は、本会の活動に参加するに当たって、次を選任し登録しなければならない。

- (1) 運営委員 1 ないし 2 名。運営委員は法人会員を代表し、本会の運営及び企画の実務に参画する。
- (2) 研究員(うち運営委員を含む)。研究員は、本会が主催する調査・研究活動に参画する。研究員の定員および所属範囲は別途細則にて定める。

第10条(会員の義務)

- (1) 法人会員、個人会員及び分科会会員は別途細則に定める年会費を納入しなければならない。特別会員及び名誉会員は会費を要しない。なお、一旦払い込まれた会費はいかなる理由によっても返却しない。
- (2) 会員は本会の目的達成のため、相互に協力しなければならない。
- (3) 会員は、本会の成果物の取扱いについて、本会の指定を遵守しなければならない。

第11条(退会)

会員は、自らの意思によって退会する場合には、会員の種別によらず、事業年度の終了までに退会届を提出しなければならない。

第12条(会員資格の継続、停止、および喪失)

- (1) 法人会員及び個人会員の会員資格は、翌事業年度も自動的に継続され、年会費の支払い義務が発生するものとする。法人会員及び個人会員が納入期限までに年会費を納入しなかったときには、会員資格が停止される。その後、事業年度終了までに当該年度の年会費を納入しなかったときには、本会会員の資格を喪失する。
- (2) 分科会会員の会員資格は、事業年度ごとに、当該分科会が判断し、常任運営委員会がその継続を承認する。
- (3) 特別会員の会員資格は、事業年度ごとに、招聘基準に合致しているかを運営委員会が判断し、運営委員会の推薦に基づいて理事会がその継続を承認する。
- (4) 名誉会員の会員資格は、翌事業年度も自動的に継続される。
- (5) 会員が著しく本会の名誉を毀損した場合、あるいは、著しく本会の不利益となる行為を行った場合には、理事会の議決により当該会員を除名することができる。

第三章 役員等

第13条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 10名以内
- (3) 外部理事 2名以内
- (4) 会計監事 1名

第14条(役員を選任)

- (1) 理事長、理事、及び会計監事は、総会において会員のうちから選任する。
- (2) 外部理事は、総会において会員のほかから選任する。
- (3) 会計監事は、この会の他の役員を兼ねることができない。

第15条(役員の任期)

理事長の任期は2年とし、再任は一回までとする。
その他の役員の任期は1年とするが、再任をさまたげない。

第16条(役員の補選)

理事長、理事、及び会計監事が欠けた場合には、理事会の議決により会員のうちから欠員を補選することができる。この場合、補任された役員の任期は、前任者の予定されていた任期満了までとする。外部理事の補選は行わない。

第17条(役員の職務権限)

- (1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 理事は理事長を補佐し、理事長が空席の場合その期間中その職務を代行する。
- (3) 理事は運営委員会の補佐を受けて本会の運営、企画に参画する。
- (4) 外部理事は理事会に出席して意見を述べる。
- (5) 会計監事は本会の会計を監督審査する。

第四章 会議

第18条(会議の種類)

会議は総会、理事会の二種とする。

第19条(総会)

総会は通常総会及び臨時総会の二種とし、法人会員と個人会員をもって構成する。

第20条(総会の議決事項)

総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更。
- (2) 事業計画及び予算。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認。
- (4) 理事長、理事、外部理事及び会計監事の選出。
- (5) その他本会の運営上特に重要な事項。

第21条(総会の招集)

総会は理事長が招集し会員に通知する。

第 22 条(通常総会)

通常総会は毎年 1 回、年度開始の月またはその翌月に開く。

第 23 条(臨時総会)

理事長は次の場合には臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会から、その理由を示して総会開催の要求があったとき。
- (2) 全議決権の 3 分の 1 以上となる会員から会議の目的を示して総会開催の要求があったとき。

第 24 条(理事会)

- (1) 理事会は、理事長、理事及び外部理事をもって組織し、理事長が随時召集して通常会務の執行に必要な事項を処理する。但し、理事長、理事及び外部理事の過半数が賛成した場合には、持ち回りによる議決をもって理事会の議決とすることができる。
- (2) 会計監事は理事会に出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

第 25 条(議事)

- (1) 総会の議長は理事長または理事長が指名した理事がこれを務める。
- (2) 総会は出席者が有する議決権数が全議決権数の 4 分の 1 以上でなければ開会することができない。理事会は役員 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。但し、総会においては、書面によって他の法人会員に議決権を委任した場合には出席とみなす。
- (3) 会議の議事は出席者が有する議決権の過半数にて決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 26 条(議決権)

- (1) 総会において法人会員は各 3 個の議決権を有し、個人会員は各 1 個の議決権を有する。1 法人会員が有する 3 個の議決権は一括で行使しなければならない。
- (2) 総会の議決権は、委任状により他の法人会員または個人会員に委任することができる。
- (3) 理事会において理事長、理事及び外部理事は各 1 個の議決権を有する。委任状はこれを認めない。

第五章 委員会

第 27 条(運営委員会)

- (1) 本会の運営及び企画を補佐するために、法人会員から登録された委員により構成する運営委員会を置く。理事長、理事及び会計幹事は、運営委員を兼ねることができる。
- (2) 運営委員会に、委員長 1 名及び副委員長 7 名以内を置く。正副委員長は、委員の互選により選任し、任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 運営委員会は、理事会を補佐し、本会の運営及び企画の実務を担当する。
- (4) 運営委員会の役割を円滑に果たすために、運営委員会に常任運営委員会を置く。
- (5) 常任運営委員会は、正副運営委員長と、運営委員の互選により選任した委員とで構成する。
- (6) 運営委員会および常任運営委員会は、運営委員長が随時召集する。

- (7) 理事長、理事及び会計幹事は運営委員会および常任運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- (8) 運営委員長が必要と認めた研究員及び個人会員は常任運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第 28 条(その他の委員会)

事業の執行上必要に応じて委員会を設けることができる。

第 29 条(委員の委解嘱)

- (1) 運営委員会の委員は、各法人会員の登録による。
- (2) 運営委員会の他の委員会の委員の委嘱および解嘱は理事会の議決を経て、理事長がこれを行う。

第六章 会計

第 30 条(経費の支弁)

本会の経費は年会費、寄付金およびその他の収入で支弁する。

第 31 条(事業年度)

本会の事業年度は一年間とし、毎年 12 月 1 日に始まり、翌年 11 月 30 日に終わる。

第七章 会則の変更

第 32 条(会則の変更)

この会則を変更しようとするときには、総会において出席法人会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第八章 雑則

第 33 条(細則の制定)

この会則の施行について必要な規定は、理事会が細則で定める。

第 34 条(定めのない事項)

本会則に定めのない事項については、その都度理事会にて決定する。

附則

1. 本会則は、発起人会の合意により、2000 年 10 月 1 日より暫定的に施行する。
2. 本会の第一回総会にて役員が選任されるまでの期間は、発起人会社の互選によって選任された役員が本会の運営を行う。
3. 年度期間改正の移行期間である 2005 年から 2006 年にかけては、一年度を 2005 年 10 月 1 日から 2006 年 11 月 30 日までとする。